

# 令和2年度予算編成方針

## 第1 現在の国の経済情勢と動向

内閣府は、「個人消費は持ち直し、企業収益は高い水準で底堅く推移しているとともに、雇用・所得環境の改善が続いており、我が国の経済は安定している。しかしながら、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。」と我が国の経済情勢について判断しています。

このような経済情勢の下、国は「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、最低賃金の引上げ、就職氷河期世代支援プログラムなどの所得向上に向けた取組、働き方改革による雇用の創出などへの取組などを通じて、成長と分配の好循環の拡大を目指し、ひいては持続的な経済成長の実現と財政健全化の達成を目指すとしています。

また、国は2019年10月1日の消費税率の引き上げにあたり、プレミアム付商品券の発行や自動車・住宅といった耐久消費財に係る税制措置の実施などにより景気に影響を及ぼさないように取り組んでいます。令和2年度当初予算編成においても、消費の落ち込みを最小限に防ぐための景気対策を、概算要求とは別枠で予算措置を講ずることも検討していることから、引き続き国の動向を注視していく必要があります。

## 第2 本市の状況

本市は、これまで厳しい財政状況の下にあっても「健康都市 やまと」の実現に向けて、「人」、「まち」、「社会」の3つの健康を市政の柱として施策に取り組み、着実に実施してきました。

令和2年度の予算編成に向けた、歳入の見込みは、市税において法人税割の引下げに伴い法人市民税の減収が見込まれ、各種所得や納税義務者の伸びにより個人市民税の増収が見込まれるものの、市税総額としては、令和元年度と同程度しか確保できない見込みです。

一方、歳出の見込みは、喫緊の課題である少子高齢化対策に引き続き取り組むことで

社会保障関係経費の増加、会計年度任用職員制度の開始により人件費の増加が見込まれることから、歳出総額は増額となります。この収支の乖離を埋めるため、財政調整基金は令和元年度と同程度の約20億円の取り崩しを行わなければならない、大変厳しい予算編成となります。

また、経常収支比率は扶助費や公債費などの経常的な経費が増加していることから、平成22年度決算以降90%を超える状況が続き、財政の硬直化が進行し、平成30年度決算においては、98.4%まで上昇しております。

以上を踏まえると、令和2年度当初予算編成においては、各所管において徹底した事務事業の精査やゼロベースでの検証を行い、本市の財政状況や将来を見据えた上で、更なる創意工夫により経費削減を図る姿勢で、予算編成に取り組むことが求められています。

### **第3 予算編成への取り組み姿勢**

令和2年度予算編成にあたっては、健康都市やまと総合計画前期基本計画の2年目となり、「健康都市 やまと」を実現するための事業をさらに加速させていく上で、限りある財源をバランスよく配分し、施策の推進と持続可能な財政運営の理念に立脚した予算編成に取り組むものとします。

そこで、令和2年度予算編成では、実施計画で把握した経費を基に、予め経費の性質等を勘案してきめ細かな抑制を行った上で、仮算定配分額を設定しますので、各部において事業内容を精査するとともに、基本計画の個別目標の達成に向けて、優先順位の見極めと主体的な事業見直しを徹底し、優先度の高い事業へ税源を重点的に配分していくこととします。

予算要求においては、本市の財政状況を全職員が共通認識し、事業の実績や効果を効率性、有効性等の観点からしっかりと検証したうえで要求額を見積もり、各部等において事業内容を十分に精査し、予算要求することとします。

また、サマーレビュー等において指示を受けた内容や、第3回定例会における決算

認定議案に対する各委員会での審議結果については、十分精査し、予算に反映することとします。

令和2年度の当初予算は、前記の基本認識のもとに編成しますので、予算要求にあたっては、次の6つの視点を徹底し、第4に示す「予算見積もり基準」に基づいて年間を通じた見積もりを行ってください。

### (1) 事業費の精査の徹底

サマーレビューでの議論を経て策定した実施計画で方向性が示された事業については、優先的に予算措置を行います。その他の事業は、平成30年度決算内容の分析を十分に行い、不用額の状況等を検証するとともに、令和元年度の執行状況も踏まえ、真に必要な最小限の経費を見積もること。

さらに、義務的経費の増加は、財政の硬直化に直結することから、増加傾向が続いている扶助費については、市単独事業を中心に事業効果と経費の検証を行うこと。

### (2) 行政改革の推進

事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとする地方自治法第2条第14項に基づき、行政改革の取組みをより一層推進すること。また、「職員提案」の審査結果に確実に取り組むとともに、業務の効率化、各種団体への補助金の見直し等を進めることで、人件費・事業費の削減を行うこと。

### (3) 仮算定配分額内の予算要求

各部においては、別途通知する仮算定配分額（令和2年度実施計画に基づき各部等に配分する一般財源）の範囲で事業を見積もるものとし、その総額内で効率的で効果的な行政運営を行うものとする。

仮算定配分額は、要求限度額として設定しているが、個々の事業を一律に削減するのではなく、市民生活に与える影響に十分配慮するとともに、社会経済情勢や市民ニーズ等を踏まえ、真に必要な施策・事業に財源を重点的に配分すること。

なお、「仮算定配分額」については、現時点でその額を担保するものではない。「仮算定配分額」…財政見通しにおいて、歳入見込み額に対し、歳出要求額が大幅に超過することが見込まれるため、事前に各部等の工夫により予算要求額を抑制するために財務主管部長が示す一般財源の額。

#### (4) 自主財源の確保

市税の課税客体の適正な把握及び納付催告や滞納整理の強化等による収入の確保をはじめ、未利用地の売却・積極的活用、市の資産を広告媒体とした広告収入のほか、可能な限り自主財源を確保すること。

#### (5) 特定財源等の確保

今後の国・県の予算編成や地方財政対策などの動向を把握し、的確に予算編成に反映させるとともに、民間団体等における補助金制度にも目を向けるなど、可能な限りの情報収集及び研究を尽くし、積極的な歳入の確保に努めること。また、補助金等が見直しとなる場合は、今後の方向性を検討すること。

特に、防衛省補助金対象事業については、確実に補助金交付が見込めるもののみを予算に反映すること。

#### (6) 事務事業評価の反映

前例に捉われることなく、長年措置されている予算については、所期の目的の効果について、「事務事業評価結果」等を勘案し、最小のコストで最大の効果があげられているか十分に検証すること。

### 第4 予算見積もり基準

各部においては、別途通知する仮算定配分額の範囲で事業を見積もり、次に掲げる事業等については、各項目の基準に留意してください。

なお、細部については、以上のことを踏まえて別途定める「予算編成事務要領」によるものとします。

#### (1) 法令等に基づき義務的に支払う額を計上する事業等

次に掲げる事業は、国等の動向を充分注視し、精査した中で、必要最小限で見積もること。

- ・生活保護費、児童扶養手当など国の制度により負担等をする事業

#### (2) 建設事業

仮算定配分額の範囲内であっても、建設事業については、後年度に地方債の償還や維持管理経費等が生じることから、長期的な視点にたって要求すること。また、予算計上に向けて必要な調整については、予算編成過程を通じて行うこと。

### (3) 維持補修

維持補修については、公共建築課営繕係と調整のうえ、長期的視点に立脚した修繕・改修を実施すること。ただし、仮算定配分額の範囲内であっても、施設維持補修の緊急性により、優先順位などの調整等が必要な場合は、予算編成過程を通じて行うこと。

### (4) 職員給与費

職員給与費の積算にあたっては、無給休職者等を除いた給与等支給対象人員を基準として見積もること。また、事務処理方法の改善、時間外勤務縮減方針の徹底を行ない、時間外勤務の縮減に努めること。

また、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年度からはこれまでの一般職の非常勤職（いわゆるアルバイト）は新たに会計年度任用職員に位置づけられ、予算科目の変更や期末手当を新たに計上するなど、従来の見積もりから変更点があることから注意すること。

### (5) 特別会計及び企業会計

各特別会計は独立採算が前提であることを踏まえ、財源不足を単に一般会計からの赤字補てん的な繰入金に依存することなく、常に収支の均衡に配慮し、税、使用料などの自己財源の改定を検討するとともに、徹底した経営努力による経費の節減と運営の合理化に努めること。さらに、徹底した未収金対策に努めること。

### (6) 通年予算の編成

国・県等の動向や社会経済状況等を十分見極めて、通年予算を編成すること。